安全に関する情報　（11 月 14 日）

1　授業のねらい

1.1　事業者は、人の生命、身体、財産に対する安全に関する情報、危害発生のリスクに関する情報を提供すべき義務を負うか。

1.2　義務を負うとして、それはいかなる場合に、いかなる条件の下でそれが発生するか。

1.3　事業者は、情報の不提供について、どのような条件の下で責任を負うか。

1.4　責任範囲について

2　基本的な考え方

2.1　賠償責任

事業者が、製品の安全に関する情報を消費者に対して適切に開示、説明、警告せず、それによって消費者の生命、身体や財産に対する安全が損なわれた場合、消費者は、生じた損害の賠償を製品の販売者、製造者等に求めることができる。

2.2　責任の根拠

賠償義務の法的根拠は、契約責任として債務不履行（民法 415 条）ないし瑕疵担保責任（560 条）、不法行為（民法 709 条）、製造物責任法がある。但し、製造物責任は、対象として「製造又は加工された動産」に限る。

2.3　責任要件

責任の要件として、契約責任及び不法行為責任は、製造者、販売者の故意又は過失が必要となる。製造物責任は、製造者の故意、過失は不要であり、製品に「欠陥」があれば足りるとされるが、製品を安全に関わる警告、説明に関してもそのように考えるべきか？

2.4　責任の範囲

賠償の対象とされる損害には、ａ）通常損害とｂ）特別損害がある。「通常損害」については当然に、「特別損害」については不法行為時にその損害発生について加害者に予見可能性があれば、それについて賠償を認められる。但し、製造物責任は、損害が製品自体に止まらず他に拡大した場合に、その拡大損害について認められる。

また、別の観点からする損害の範囲に関する分類に、ａ）履行利益、ｂ）信頼利益の考え方がある。瑕疵担保責任の賠償範囲は、信頼利益に限られるとするのが一般である。

3　製造物責任法

その趣旨について、例えば、東京地判平成14年12月13日は、次のように述べる。

「製造物責任は，...製造物の欠陥によって他人の生命，身体又は財産を侵害した場合に，これによって被害者に生じた損害を当該製造物の製造者に賠償させることを内容とするものであるが，このような責任を負担させるに当たり，製造者の過失を要件としておらず，従来の不法行為責任における基本原則である過失責任主義とは異なった新たな理念に基づく法的責任といえる。過失責任主義を修正した法の立法趣旨とするところは，被害者救済の見地からの立証負担の軽減にあると解される。すなわち，従来の不法行為法理の原則である過失責任主義からすれば，被害者が直接の契約関係に立たない製造者に対して損害賠償責任を追及する場合には，被害者において製造者に過失があったことの立証が必要とされる。しかし，経済活動が複雑化，高度化，技術化したため，製品事故等が発生した場合に，専門的知識を有しない被害者が科学的，技術的に高度化した製品の製造過程等の過誤を調査することは困難であり，また，事業規模の拡大した事業者の個々の従業員等の過失行為を特定して立証することには多大な困難を伴うことになる。そこで，法は，その立証の困難性に鑑み，製造物責任を追及する場合においては，主観的要件である過失に代えて，客観的性状である製造物の欠陥を要件とすることで，立証の負担を軽減することとして，被害者の保護を図っているものと解される（法1条，3条参照）。」

3.1　根拠

製造業者が過失を要件としないで損害賠償責任を負担するものとされた根拠につき、危険責任、報償責任、信頼責任を挙げる。

「①製造物の安全性の確保はその製造又は加工の過程に携わる製造業者に依存しており，当該製造物の持つ危険性を制御すべき立場にある製造業者がその危険が顕現した場合の損害を負担すべきであるとの危険責任の法理，②製造業者は製造物を製造又は加工するというその事業活動によって利益を得ており，当該製造物の欠陥によって他人に損害を与えた場合にはこのような利益を得ている製造業者においてその損害を負担すべきであるとの報償責任の法理，③製造物の利用者は製造業者が当該製造物の安全性を確保していることを信頼してこれを利用しており，この信頼に反して損害が発生した場合にはそのような信頼を与えた製造業者が損害を負担すべきであるとの信頼責任の法理を背景として，公平の観点から，製造物の欠陥によって損害が発生した場合にはその損害を製造業者に負担させ，被害者の円滑かつ適正な救済を図ることが適切であると考えられたものと解される。」

4　安全情報と損害「指示・警告上の欠陥」

欠陥とは、製造物が通常有すべき安全性を欠いていること、である。「欠陥」は、外に向けての事故発生の危険性を本質とし、このような危険性を要件としない点で、「瑕疵」とは異なる[1]。

指示・警告上の欠陥とは、製品に製造上、設計上の欠陥が存しない場合でも、製品の使用（指示）説明や警告表示が適切になされなかった場合にそれを「製品の欠陥」と扱うものである。説明・警告欠陥は、設計上の欠陥と同様に、それが欠けるすべての製品について欠陥があることになる。

4.1 欠陥かどうかの判断基準

標準逸脱基準、危険・効用基準、消費者期待基準（消費者の期待に関する合理的消費者テスト the “Reasonable Consumer” test of consumer expectations）などがある。

4.2 消費者期待基準

個別の，あるいは特殊な主体ではなく，製造者，消費者も含めた社会にあるべき期待の内容を具現するという意味で，一般の規範的概念を判断する際に措定されるのと同様の「通常人」でよい？それとも、判断主体は「消費者」であるとすべきか？その場合の「消費者」とは、どのような消費者をいうのか？

米国では、「製品が売主の手元を離れた時点で，最終消費者によって予期されていなかった状態で，それが最終消費者に不合理に危険である場合」(第2次不法行為リステイトメント第402条A)とし、判断主体は消費者、最終消費者を予定。

欧州諸国では、イギリスは「人が期待できる安全性」を「人々が一般に期待できる安全性」に置き換えている。これは前者の定義が消費者期待基準、それも被害者個人の主観的期待を含むかのように思われるのに対して、平均的消費者期待基準、さらには一般人期待基準であることをより明確にしたものと思われる。

4.3 危険効用基準

4.3.1 要件

危険効用基準（Risk-Utility test）は、ウエード（John W. Wade）によって唱えらたもの。同基準では製造物の欠陥の有無を判断するために考慮する要素として、ｉ）当該製品の有用性と必要性、ii）損害発生の可能性とその重大性、iii）代替設計の可能性（Reasonable Alternative Design「RAD」）iv）製品の有用性を著しく阻害したり過大な費用をかけることなく危険を除去できる可能性、v）消費者による危険回避の可能性、vi）使用者に期待される危険の認識度、vii）製造者の価格設定または責任保険の利用により、損失を分散させることのできる可能性の7点が挙げられる。

4.3.2 根拠

[1] 逐条解説102頁。

危険効用基準は、「いかなる製品においても，有用性・効用の観点から除去しえない危険性が存在しており，また，製品によっては，極めて大きい有用性のために高い危険性を許容しなければならないものもある。製品に内在する社会的に許容される不可避な危険性は，それが既知のものであろうと未知のものであろうとその存在のみから欠陥であると評価されてはならない。このような危険性のうち，既知のものについては，製造者による適切な指示・警告がなされることで，使用者・消費者の側でその現実化としての事故を回避すべき」との考えに基づく。

4.3.3 米国第3次リステイトメント

米国第3次リステイトメント[2]は、製造物の欠陥について、「製造上の欠陥」、「設計上の欠陥」、そして「指示・警告上の欠陥」の3 つに分け、従来から採用されてきた厳格責任法理は、「製造上の欠陥」についてのみ適用されるとする。

販売者が「合理的な代替的設計（ reasonable alternative design）」を講じることによって当該欠陥は回避できたことの立証責任は、原告（消費者）側にあるとされる。

そして、「設計上の欠陥」の判断基準について、医薬品を例外として、従来の消費者期待基準から「予見可能性」へと変更し、厳格責任を緩和して過失責任を問うものとした。「指示・警告上の欠陥」についても、「設計上の欠陥」と同様、厳格責任を緩和して過失責任を問うものとし、販売者が合理的な表示・警告を行うことによって回避できたものであることを原告側が立証しなければならないとされている。

このような第3次リステイトメントが採択されるに至った経過は、次のとおり説明される[3]。厳格責任が導入されたのは、前掲のとおり1963 年カリフォルニア州最高裁判決によるが、その後、1965 年にまとめられた第2次リステイトメントの中の製造物責任に関する402A 条（以下§402A 条という）においても厳格責任法理が正式に規定された。これを契機に多くの州において厳格責任法理が採用されることとなった。これは、製造物が通常の消費者の期待（消費者期待基準）する安全性を欠くものであった場合には欠陥の存在を肯定するものであった。

消費者の権利擁護の立場から確立した「厳格責任法理」であったが、製造者に過度の責任を負わせる傾向が強まり、1960 年代から1980 年代にかけて原告（消費者）寄りの判決が相次いだ。本来、リステイトメントが司法の考え方を支配するような決定的寄与を及ぼすことはほとんどないが、§402A 条は「聖典」といえるほどの影響力をもっていた。しかし、「行き過ぎた」責任を製造者に課す傾向が強まり、製造者の被る損害賠償責任を担保する責任保険の保険料が高騰して、保険入手危機と呼ばれる状況を引き起こすまでになっ

---

[2] アメリカ法律協会が各法分野の専門家を集め、アメリカ法の主要分野のうち判例を中心に発達した諸領域を取り上げ、その内容を検討し条文のかたちにまとめたもの。法源としての拘束力はないが、裁判所などによってよく引用され、間接的にではあるがアメリカ法の統一に一定の役割を果たしているとされる。

[3]荒木由起子、江頭達政「欧州の製造物責任をめぐる最近の動きと米国の教訓－ＰＬ指令に関するグリーンペーパーを中心に－」http://www.sj-ri.co.jp/issue/quarterly/data/qt32-3.pdf

た。そのため、厳格責任法理の見直しが検討されるようになり、統一法としての連邦ＰＬ法の制定が繰り返し提案されてきた。現行第 106 議会（1999～2000 年）においても、連邦ＰＬ法案が提出されているが、成立の可能性は低いと考えられる。他方、州不法行為法改革は進展しており、連帯責任法理の修正や懲罰的損害賠償の制限的運用といった改正事項を採択している州も多い。こうした中、州裁判所の判例や、州不法行為法改革の流れを参考にしながら、1997 年 5 月 20 日に不法行為第 3 次リステイトメントが採択されるに至った。

4.3.4 わが国の採用裁判例

名古屋地判平成 16 年 04 月 09 日[4]は、医薬品で一定の効能がある反面，ある程度の副作用は避けられないという性質を有している場合に，当該医薬品が「欠陥」を有するかどうかは，ａ）当該医薬品の効能，ｂ）通常予見される処方によって使用した場合に生じ得る副作用の内容及び程度，ｃ）副作用の表示及び警告の有無，ｄ）他の安全な医薬品による代替性の有無並びにｅ）当該医薬品を引き渡した時期における薬学上の水準等の諸般の事情を総合考慮して判断するのが相当として、危険効用基準を採用する。

しかし、危険効用基準を採用しつつも、「効用が低過ぎるのに危険過ぎる製品設計については､原告側に RAD を示すように求めない」(See ヘンダーソン ＆ トゥワースキー,「欧州、日本、および他の諸国」 , infra at 7-9.）とする考え方を採用しているようにも見える。

奈良地判平成 15 年 10 月 8 日は、食器の設計欠陥が問題とされた事案で、「製造物の中には危険性を有するものの、それを上回る社会的有用性を併せ有するものも多いところ、製造物にその設計上欠陥があるといえるか否かは、単に危険性を有するかどうかではなく、ａ）製造物自体の有用性、ｂ）製造物が有する危険性の性質、ｄ）その危険の回避可能性及び難易度、ｆ）その製造物につき安全対策をとることが有用性に与える影響、ｇ）利用者が危険を予見し回避することが可能であったか等をも総合的に考慮して判断すべき」と判示。

4.4 警告・説明欠陥の「判断基準」

4.4.1 基準

警告・説明欠陥の判断に際し、裁判例は、製造者等に、消費者期待基準ではなく「予見可能性」を求めるもの、すなわち製造業者の過失を必要としている。

東京地判平成 12 年 5 月 22 日（請求棄却）（判時 1718 号）

同判決は、原告が皮膚障害をおこしたとして化粧品製造販売会社・化粧品販売百貨店に対して損害賠償請求を行ったものである。判決は、化粧品で皮膚障害が発生したとの事案につき、化粧品と皮膚障害との因果関係は認めたが、化粧品の欠陥及びパンフレットの指示・警告上の欠陥を否定し、請求を認めなかった。

---

[4] http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/3A8E15016D9B598B49256EAC0025B084.pdf

東京高判平成13年 4月12日（判時1773号）

同判決は、工場でプラスチック製食品容器(フードパック)の油圧裁断機を操作中、付設の自動搬送装置に頭部を挟まれ死亡した女性の遺族からの訴えにつき、製造物責任法に基づく損害賠償、工場経営者の過失による損害賠償が認めた事例である（いずれも過失相殺5割）。

東京地判平成15年3月20日（控訴）（判タ1133号）

同判決は、判決要旨　公立病院で気管切開部位に装着した医療器具に接続した他社製呼吸回路器機の接続部が閉塞して乳児が死亡した事案につき、指示・警告上の欠陥があるとして各医療器具の製造・輸入販売会社2社への製造物責任に基づく損害賠償等が認められた事例である。

福岡地小倉支判平成14年10月23日

同判決は、被告から立体駐車装置を購入した原告が，車の方向を変えるための同装置内のパレット（車載台）の回転によって死亡事故が発生したことにつき，同装置には必要な人的センサがないなどの欠陥がある上に，被告が同装置販売時にその旨の説明をしなかったなどとして，製造物責任法及び売買契約上の債務不履行（説明義務違反）基づく損害賠償請求が求めた事案。

判決は「本件装置は，人が棟内やパレット上にいても入庫ボタンを押せばパレットが回転し，その入庫運転が開始されるものであるところ，そのような場合には，人が回転するパレットから転落したり，回転するパレットと衝突するなどして，負傷若しくは本件事故のような死亡事故が発生する危険性があるから，その構造について特別の知識を有しない原告に本件装置を販売する被告は，本件装置の操作は教育を受けた者が行うこと，操作するときは棟内の無人を確認すること，同乗者は入庫前に降車させること等の注意事項を説明するにとどまらず，これらの注意事項を怠った場合には上記のような危険性があり，そのような危険性を回避又は軽減するためにどのようなセンサが設置されているか，また，安全性を更に向上させるために，オプションでどのようなセンサが用意されており，その価格はどの程度であるか等といった本件装置の危険性とその安全装置であるセンサの内容等について，原告に具体的に説明すべき信義則上の義務があったというべきである。」としつつ、本件では、被告が原告に交付した本件取扱説明書の各種光電センサの車検知センサの表示には，センサ検知により本件装置が停止するのか否かを明らかにしないまま「（人間や障害物も同様）」との記載がされ，人を検知して本件装置が停止するかのように読むこともできる上に、Ｊは，本件装置の前記危険性を全く説明していないばかりか，かえってパレット上に人がいる場合等はセンサの働きにより本件装置は停止する旨の説明をしたもので、本件装置の危険性とそれを回避又は軽減するためのセンサの内容等について説明していない、と認定し、説明・警告欠陥を認めた。

富山地判平成17年12月20日[5]

[5] http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/8D37695B9F82DCC7492571110009A1FE.pdf

無煙型焼却炉に関する同判決は、被告製造の焼却炉を購入して使用していた原告らが，同焼却炉の欠陥により発生した火災等によって損害を被ったとして，被告に対し，製造物責任法 3 条に基づき，損害の賠償を求めた事案であり、判決は設計上の欠陥は否定しつつ、次のとおり判示して説明・警告上の欠陥の存在を認めた。

「一般に，ある製造物に設計，製造上の欠陥があるとはいえない場合であっても，製造物の使用方法によっては当該製造物の特性から通常有すべき安全性を欠き，人の生命，身体又は財産を侵害する危険性があり，かつ，製造者がそのような危険性を予見することが可能である場合には，製造者はその危険の内容及び被害発生を防止するための注意事項を指示・警告する義務を負い，この指示・警告を欠くことは，製造物責任法 3 条にいう欠陥に当たると解するのが相当である。」として、事業者の「危険性の予見可能性」を求めている。事案では、i)本件焼却炉は，燃焼中に灰出し口の扉を開けるとバックファイヤーにより火炎が炉外に噴出するおそれがあり，その場合には，その周囲にいる者が受傷し，又は設置場所を焼損するなどする危険性が高いこと、ii)製造者である被告や焼却炉に詳しい者にとっては，同おそれはいわば常識といえること、iii)本件焼却炉はその取扱いに特別の資格等を必要とするものではなく，改正基準や焼却炉の取扱いに詳しくない一般の人が使用することもありえ，その場合には，改正基準に適合した焼却炉といえども，炉内を攪拌するためなどに燃焼中に灰出し口の扉を開ける可能性も考えられること、iv) 本件マニュアルにその危険性を指摘し警告する注意書きがあることから、「製造者である被告が，本件焼却炉を原告Ａ社に販売した当時，上記のような危険性を予見することは可能であ」り、「被告は，本件焼却炉を原告Ａ社に販売する際，原告Ａ社に対し，燃焼中は灰出し口の扉を開けないこと，これを開けるとバックファイヤーが発生して火炎が炉外に噴出する危険性があることを指示，警告する措置を講じる義務があった」ところ、本件焼却炉の原告への引き渡し時において上記危険性を指摘した本件マニュアルを原告Ａ社に交付せず，これに基づいて口頭で指示，警告することもなく，本件取扱説明書にも上記危険性については何ら触れなかったとして、本件焼却炉には製造物責任法 3 条にいう欠陥があり，被告は，原告らに対し，この欠陥によって原告らが被った損害を賠償する義務を負うというべきであるとした。

以上